

(新)

別表第5 (第25条関係)

種別	単位	基準額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	<u>9,920円</u>
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

(旧)

別表第5 (第25条関係)

種別	単位	基準額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	<u>9,740円</u>
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

(新)

(13) 多目的広場

区 分		基 準 額
専 用 利 用	入場料を徴収しない場合	一般・学生 1時間につき <u>2,540円</u>
		高齢者 1時間につき <u>1,270円</u>
		児童・生徒 1時間につき <u>1,270円</u>
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額

(旧)

(13) 多目的広場

区 分		基 準 額
専 用 利 用	入場料を徴収しない場合	一般・学生 1時間につき <u>2,500円</u>
		高齢者 1時間につき <u>1,250円</u>
		児童・生徒 1時間につき <u>1,250円</u>
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額